

まちづくりだより

第一整備地区

第37号

地権者説明会を開催しました！

令和4年5月26日（木）から6月4日（土）まで、本村市長、森副市長等が出席して、計5回にわたり事業再開に係る地権者説明会を開催し、事業計画の見直し案等についてご説明させていただきました。

説明会には、延べ143人の方にご出席いただき、誠にありがとうございます。皆様からのご意見等は、しっかりと受け止め、事業を推進していきます。

説明会に出席できなかった方や、十分にご発言できなかった方もいらっしゃると思いますので、何かございましたら麻溝台・新磯野地区整備事務所にご連絡ください。



なお、説明会での主なご質問とその回答は、『質疑応答集』をご覧ください。

※地権者の方には、このたよりに同封しています。

また、市のホームページ（<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp> ページ番号1018775）にも掲載しています。

なお、後日になりますが、それぞれの説明会の議事録も市ホームページに掲載します。

主なご意見、ご質問

➡ 資金計画について	➡ スケジュールについて
➡ 減歩率について	➡ 清算について
➡ 仮換地について	➡ 地中障害物についてなど

評価員について

評価員1名が辞任され欠員が生じていたため、第21回土地区画整理審議会(令和4年5月20日開催)において、新たに山口氏を評価員とすることについて同意をいただき選任しましたのでお知らせします。

■評価員（敬称略・順不同）

氏名	備考
長尾 ゆき子	不動産鑑定士、相模原市不動産評価委員会会長、新綱島駅周辺地区土地区画整理事業評価員（横浜市）など
諸田 浩之	不動産鑑定士、相模原市土地利用審査会会長 国土交通省地価公示鑑定評価員など
山口 隆一 （新任）	不動産鑑定士、相模原市資産鑑定評価委員、 国土交通省地価公示鑑定評価員など

※ 評価員（土地区画整理法第65条）とは・・・

施行者が換地計画において清算金又は保留地を定めようとする場合等においては、土地及び土地について存する権利等の価額を評価しなければならないものとし、その評価については、評価員の意見を聴かなければなりません。

なお、土地又は建築物の評価について経験を有する者3人以上を、審議会の同意を得て、評価員に選任しなければならず、本事業では定数を3人としています。

事業区域内の維持管理業務について

事業区域内の防塵ネット修繕等の維持管理と除草の受注業者が決定しました。作業期間中、皆様には何かとご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

維持管理

【業務名】麻溝台・新磯野第一整備地区 維持管理業務委託
 (防塵ネットの補修、シート養生の補修等)
 【工期】令和4年5月16日(月)～令和4年9月30日(金)
 【作業範囲】事業区域内全般
 【施工会社】(株)田所工業 【契約金額】¥4,455,000

除草

【業務名】麻溝台・新磯野第一整備地区 除草業務委託
 【工期】令和4年5月26日(木)～令和4年12月16日(金)
 ※作業期間内に2回の除草作業を予定しています。
 【除草範囲】施行者管理地となっている宅地及び沿道部等
 【施工会社】(株)境造園 【契約金額】¥9,788,900

職員による事業区域内のパトロールを実施しており、令和3年度においては事業区域内の不法投棄物の回収を下記の表のとおり行いました。

令和3年度 事業区域内の不法投棄物回収件数(表)

	令和3年									令和4年			小計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
件数	8件	3件	4件	1件	2件	1件	1件	3件	7件	0件	4件	3件	37件
内訳	道路	8件	2件	3件	1件	2件	1件	1件	2件	0件	2件	2件	25件
	施行者管理地	0件	1件	1件	0件	0件	0件	0件	2件	5件	0件	2件	12件
主な投棄物：タイヤ、テレビ、椅子、洗濯機、冷蔵庫など													

<不法投棄物の回収状況>



[回収前]



[回収後]



[回収前]



[回収後]

発行 相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 麻溝台・新磯野地区整備事務所
 〒252-5277 中央区中央2-11-15 相模原市役所第1別館3階
 TEL：042-769-9254 (事業計画・換地・補償・事業支援等に関すること)
 TEL：042-707-7184 (現場管理に関すること)
 FAX：042-754-8490